

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 6月13日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第67号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成3年佐賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
救助の種類	救助の程度、方法及び期間		救助の種類	救助の程度、方法及び期間	
1 収容施設の供与	(1) 避難所	<p>ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を<u>収容するものとする。</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>300円</u>以内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を<u>収容する福祉避難所</u>を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。また、災害の発生日が冬季</p>	1 収容施設の供与	(1) 避難所	<p>ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に<u>供与するものとする。</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>310円</u>以内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に<u>供与する福祉避難所</u>を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。また、災害の発生日が冬季</p>

改正前			改正後		
		<p>(10月から翌年3月までをいう。以下同じ。)である場合は、別に定める額を加算することができる。</p> <p>エ 略</p>			<p>(10月から翌年3月までをいう。以下同じ。)である場合は、別に定める額を加算することができる。</p> <p>エ 略</p>
	(2) 応急仮設住宅	<p>ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものを<u>収容するものとする。</u></p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、<u>2,401,000円以内とする。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上<u>収容し</u>、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに<u>収容することができる。</u></p> <p>カ・キ 略</p>	(2) 応急仮設住宅	<p>ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに<u>供与するものとする。</u></p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、<u>2,530,000円以内とする。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する数人以上の<u>ものに供与し</u>、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに<u>供与することができる。</u></p> <p>カ・キ 略</p>	
2 炊き出しその他に	(1) 炊き出しその他	<p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に<u>収容された者</u>、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家</p>	2 炊き出しその他に	(1) 炊き出しその他	<p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に<u>避難している者</u>、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住</p>

改正前				改正後																							
	よる食品の給与及び飲料水の供給	による食品の給与	に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者（以下この項において「被災者」という。）に対して行うものとする。 イ 略 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,010円</u> 以内とする。 エ 略		よる食品の給与及び飲料水の供給	による食品の給与	家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者（以下この項において「被災者」という。）に対して行うものとする。 イ 略 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,040円</u> 以内とする。 エ 略																				
		(2) 略				(2) 略																					
3	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	ア・イ 略 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯			3	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	ア・イ 略 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯																				
		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">季別</td> <td>夏季（4月から9月まで。以下同じ。）</td> <td>冬季</td> </tr> <tr> <td colspan="2">世帯区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1人世帯</td> <td><u>17,200円</u></td> <td><u>28,500円</u></td> </tr> </table>					季別		夏季（4月から9月まで。以下同じ。）	冬季	世帯区分				1人世帯		<u>17,200円</u>	<u>28,500円</u>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">季別</td> <td>夏季（4月から9月まで。以下同じ。）</td> <td>冬季</td> </tr> <tr> <td colspan="2">世帯区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1人世帯</td> <td><u>17,800円</u></td> <td><u>29,400円</u></td> </tr> </table>		季別		夏季（4月から9月まで。以下同じ。）	冬季	世帯区分		
季別		夏季（4月から9月まで。以下同じ。）	冬季																								
世帯区分																											
1人世帯		<u>17,200円</u>	<u>28,500円</u>																								
季別		夏季（4月から9月まで。以下同じ。）	冬季																								
世帯区分																											
1人世帯		<u>17,800円</u>	<u>29,400円</u>																								

改正前				改正後			
	2人世帯	22,200円	36,900円		2人世帯	22,900円	38,100円
	3人世帯	32,700円	51,400円		3人世帯	33,700円	53,100円
	4人世帯	39,200円	60,200円		4人世帯	40,400円	62,100円
	5人世帯	49,700円	75,700円		5人世帯	51,200円	78,100円
	6人以上の世帯	49,700円 に5人を 超える1 人につき 7,300円 を加算し た額	75,700円 に5人を 超える1 人につき 10,400円 を加算し た額		6人以上の世帯	51,200円 に5人を 超える1 人につき 7,500円 を加算し た額	78,100円 に5人を 超える1 人につき 10,700円 を加算し た額
	(イ) 住宅の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯				(イ) 住宅の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯		
	季別				季別		
		夏季	冬季			夏季	冬季
世帯区分				世帯区分			
1人世帯		5,600円	9,100円	1人世帯		5,800円	9,400円
2人世帯		7,600円	12,000円	2人世帯		7,800円	12,300円
3人世帯		11,400円	16,800円	3人世帯		11,700円	17,400円
4人世帯		13,800円	19,900円	4人世帯		14,200円	20,600円
5人世帯		17,400円	25,300円	5人世帯		18,000円	26,100円
6人以上の世帯		17,400円 に5人を 超える1 人につ	25,300円 に5人を 超える1 人につ	6人以上の世帯		18,000円 に5人を 超える1 人につ	26,100円 に5人を 超える1 人につ

改正前				改正後				
			き <u>2,400 円</u> を加算し た額	き <u>3,300 円</u> を加算し た額			き <u>2,500 円</u> を加算し た額	き <u>3,400 円</u> を加算し た額
工 略				工 略				
4 医療 及び助 産	(1) 略					(1) 略		
	(2) 助 産	ア 略 イ 助産は、次の範囲内において行う。 (ア)・(イ) 略 (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料 の支給 ウ・工 略				(2) 助 産	ア 略 イ 助産は、次の範囲内において行う。 (ア)・(イ) 略 (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料 等の支給 ウ・工 略	
5 略				5 略				
6 被災した住宅の 応急修理	ア・イ 略 ウ 被災した住宅の応急修理のため支出 することができる費用は、1世帯につ き <u>520,000円</u> 以内とする。 工 略			ア・イ 略 ウ 被災した住宅の応急修理のため支出 することができる費用は、1世帯につ き <u>547,000円</u> 以内とする。 工 略				
6の2・7 略				6の2・7 略				
8 埋葬	ア・イ 略 ウ 埋葬のため支出することができる費 用は、1体につき大人 <u>201,000円</u> 以内、 小人 <u>160,800円</u> 以内とする。 工 略			ア・イ 略 ウ 埋葬のため支出することができる費 用は、1体につき大人 <u>206,000円</u> 以内、 小人 <u>164,800円</u> 以内とする。 工 略				
9 略				9 略				
10 死体の処理	ア~ウ 略			ア~ウ 略				

改正前		改正後	
	<p>エ 死体の処理のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき<u>3,300円</u>以内</p> <p>(イ) 死体の一時保存のための費用次に掲げる額</p> <p>a 略</p> <p>b 既存建物を利用することができない場合 1体につき<u>5,000円</u>以内(ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。)</p> <p>(ウ) 略</p> <p>オ 略</p>		<p>エ 死体の処理のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき<u>3,400円</u>以内</p> <p>(イ) 死体の一時保存のための費用次に掲げる額</p> <p>a 略</p> <p>b 既存建物を利用することができない場合 1体につき<u>5,200円</u>以内(ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。)</p> <p>(ウ) 略</p> <p>オ 略</p>
11・12 略		11・12 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。